

小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務仕様書

1. 業務名称

小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務

2. 目的

本市では、令和2年6月、北陸新幹線の全線開業を活かしたまちづくりの基本的な指針となる「小浜市新まちづくり構想」を策定した。

今般、敦賀・新大阪間に係る小浜市域のおおよその駅位置・ルートが示されたことを受け、今後のまちづくりの基本となる計画を取りまとめる。

本業務において、「小浜市新まちづくり構想」の具現化に向けて、基本的なまちづくり方針や戦略、小浜北陸新幹線駅を中心としたエリアの整備コンセプト、土地利用ゾーニング、まちづくり施策を検討、基本計画図の作成を行うとともに、駅周辺に整備すべき機能や施設の整備手法、中長期的なスケジュールの整理を行うことを目的として、小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務を委託する。

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

3. 対象区域

小浜新幹線駅周辺エリア（別紙 対象区域図のとおり）

4. 契約金額の上限（消費税および地方消費税含む）

20,768,000円（税込）

※うち令和7年度の上限額 7,000,000円（税込）

5. 業務項目および内容

この仕様書は最低限の必要事項を記述しているが、この事項を踏まえたうえで最良の提案を行うこと。受注候補者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。

（1）新駅周辺エリア基本計画策定

下記ア～エの作業項目を実施のうえ、各項目の内容および成果物を反映した小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画を取りまとめる。

ア 駅利用者・周辺交通需要の将来予測

現状整理および分析、周辺人口フレーム等を基に、整備計画の基礎となる将来利用者数や周辺交通需要について整理・推計する。

イ 駅周辺エリア整備の方向性の検討

アの推計を踏まえ、駅周辺エリアに求められる整備施設（駅前広場、歩車分離を踏まえたローターリー機能、交流空間、接続道路等）の規模や配置等について複数案（3案程度）を検討する。

ウ 配置計画案の比較検討

複数検討案について、利用者の安全性、利便性、周辺からの交通動線等の観点から整備効果のメリット・デメリットを比較評価する。

エ 整備計画素案の作成

検討結果を踏まえて複数案から1案を選定し、イメージパースを作成する。

(2) 策定委員会運営支援および議事録の作成、資料等の取りまとめ

小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画の策定にあたり、策定員会を開催し、実施した各会議の議事録を作成するとともに、使用した資料等一式を取りまとめる。

(3) 「小浜市新まちづくり構想」の改訂

令和2年6月に策定した「小浜市新まちづくり構想」について、基本計画との整合を図りつつ、最適な手法により今日までの社会情勢の変化や市民意識の収集・分析結果を反映させた構想へと改訂する。

6. 業務計画書の作成

(1) 受注者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、市に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程

エ 業務実施体制

オ 打合せ計画

カ 緊急時を含む連絡体制

キ その他必要な事項

(3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

7. 資料の貸与

受注者に対し、業務の遂行上必要とされる資料等を貸与するが、本業務の終了後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受注者はその重要性を十分に認識したうえで、破損、紛失等のないように取扱い、管理すること。その他業務の遂行上必要な資料については、受注者の責任と負担において収集、調達すること。

8. 納入成果品

(1) 本業務における報告書 (A4判) 5部

(2) 報告書作成用基礎資料 一式

(3) 報告書および基礎資料の電子媒体 (CD-ROM) 一式

・留意事項

ア 報告書等は、環境に配慮した製品を使用すること。

- イ 報告書等は、両面印刷に努め、図面等がA3版になる場合は、見開き製本とすること。
- ウ 電子データについては、汎用性が高く、共有化、修正できるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成すること。
- エ 成果品の納品場所は小浜市新幹線・交通政策課とする。

9. 成果物の帰属

本業務に成果品および派生する権利等は、すべて本市に帰属するものとし、本市の承諾を受けずに、公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

10. その他

受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

受注者は、業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と協議のうえ、市の指示に従うこと。

